

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

農林畜産食品部プレスリリース (2018年9月30日18時00分付け)

口蹄疫・AI 特別防疫対策の推進—2018.10.1.~2019.2.28—

出典 URL:

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE8JTJGYmJzJTJGbwWFmcmElMkY2OCUyRjMxODUwMiUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRnJnc0JnbmRlU3RyJTNEJTI2aXNWaWV3TWluZSUzRGZhbHNIJTI2cmdzRW5kZGVtdHlIM0QlMjZiYnNPeGVuV3JkU2VxJTNEJTI2cGFnZSUzRDElMjZyb3clM0QxMCUyNnBhc3N3b3JkJTNEJTI2YmJzQ2xTZXEIM0QlMjZzcmNoQ29sdW1uJTNEJTI2c3JjaFdyZCUzRCUyNg%3D%3D>

(機械翻訳等に基づく仮訳)

《主な内容》

◇農林畜産食品部は、口蹄疫とAI 発生の可能性が高い今年10月から来年2月まで(5ヶ月間)を特別防疫対策期間と定め、総力防疫活動を展開

※これまで長期間特別防疫対策期間(毎年10月~翌年5月、8ヶ月)運営には防疫関係者の疲労度の増加、産業への影響、国民生活の不便など問題点

○(口蹄疫) ワクチン接種を強化し、防疫脆弱部分の集中管理

※(ワクチン強化) ワクチンの一斉接種(10月)、豚の0+ A型ワクチンの接種(0型→0+ A)、ワクチン抗体モニタリング検査、有事に対する抗原バンク備蓄量の拡大(170→300万頭)

※(脆弱部分の管理) ワクチン不十分農場における現場実習教育の拡大、教育対象者別(農家・外国人・防疫官)カスタムプロモーションビデオ制作、畜種別懇談会開催

○(AI) 危険地域の予防措置を強化し、発生時の強力な初期対応による拡散遮断

※(予防) 予察検査の拡大、危険地域の家畜飼養制限、脆弱農家担当公務員制度、重点防疫管理地区の運営、繰り返し発生郡に拠点消毒施設運営

※(初期対応) 発生時の中央の特別防疫運営、3km 予防殺処分、発生地域内の伝統市場の家禽流通禁止、AI 検査強化(工場出荷時の検査、と畜場検査など)

○(共通の措置) 対策室および特別防疫TF(月1回防疫推進点検)運営

※24時間緊急連絡システムを維持。10月1日、農林畜産食品部状況室機関名揭示式イベント開催

□ 農林畜産食品部(以下農食品部、長官 李介昊(イゲホ))は口蹄疫と高病原性鳥インフルエンザ(AI)が発生する可能性が高い今年10月から来年2月まで(5ヶ月間)を特別防疫対策期間(※)と定め、強度の高い家畜疾病予防活動と有事の際の対応システムの

構築など、総力防疫活動を展開すると発表した。

※過去の口蹄疫と高病原性AIの発生が多かった危険な時期を特別防疫期間と設定

1. 口蹄疫の特別防疫対策の推進

<①予防措置の強化>

□（2回接種）全国牛・山羊の年2回（2018年10月、2019年4月）ワクチン一斉接種を定例化して推進

○豚は飼育期間が6ヶ月と短く、年2回接種の効果が低いことから、過去の発生地域など脆弱地域を中心に10月中に補強接種

○ワクチン接種1ヶ月後の免疫レベルを確認するために、11-12月に牛・豚の全国モニタリング検査を実施して実効性のある接種を誘導する計画

□（ワクチン強化）今年3月に国内の豚で初めてA型口蹄疫が発生し、周辺国でもA型が発生している点を勘案して、10月から豚に0+ A型ワクチンを供給（既存の0型→0+A型）

○ワクチン接種されている0型とA型のほか、ワクチンを接種していないタイプについては、抗原バンク量を現行170万頭から300万頭に拡大備蓄して発生に備える。

※（現行）未接種5種（Asia1、C、SAT1~3）170万頭→（拡大）未接種Asia1型70万頭（50→120）、新規A型2種（G-VII、Iran05）60万頭を追加

□（初期対応）口蹄疫発生時の迅速な初期対応のための診断時間と適合ワクチン確認時間を短縮

○口蹄疫の血清型の確認が可能な新型簡易診断キットを検疫本部で現場検査機関（市道）に供給して、診断時間を短縮

※（既存のキット）口蹄疫感染の有無だけを確認→（新型キット）口蹄疫感染と血清型3種（0、A、Asia1型）まで確認

○発生時、適切なワクチンを迅速に確認するために、様々な抗血清（ワクチンを動物に接種して得られた血清）を事前確保

※適合ワクチン確認時間：（既存）約2ヶ月→（改善）約3週間

<②脆弱部分の特別管理・防疫死角部分の解消>

□（脆弱農場管理）防疫脆弱農場の点検と消毒を強化

○ワクチン不十分農場（※）は関係機関別役割分担を介して抗体陽性率が改善されるまで集中管理

※抗体陽性率基準値未満：牛80%、母豚60%、肥育豚30%

○防疫管理が比較的脆弱な豚委託農場は特別点検班を編成して集中点検

※（主要点検内容）口蹄疫ワクチン接種が適正か、農場へ出入りする人・車の記録と消毒の実施の有無、消毒装置が正常に動作するか、消毒薬希釈倍数に準拠するかどうかなど

○小規模家畜飼育農家*（6万6千戸）の消毒サポート（農協共同防疫団540班が小規模農家の年間24回の消毒）を継続的に実施

※小規模農家：牛10頭未満、豚500頭未満、鶏500～3,000羽、あひる2,000羽未満

○毎週金曜日を「と殺場消毒の日」に指定してと殺作業の完了後一斉清掃、洗浄、消毒を実施

※と畜場消毒の実態を毎月1回以上点検し、市・郡は、保有する消毒車・と畜場・農協消毒車を総動員してと殺場の外部と周辺道路の消毒サポートする計画

□（口蹄疫の検査）脆弱施設（と殺場、尿処理施設など）の事前口蹄疫の検査で病気を予防

○と畜場に出荷される母豚（※）、と畜場の出入り車両環境試料（※※）について口蹄疫ウイルスの検査を実施

※豚の飼育期間が最も長く農場内の口蹄疫ウイルスの循環有無が確認できる

※※と畜場出入口と家畜係留施設、と畜場を出入りする家畜運搬車の内外などの汚染の懸念が高い点から試料を採取して検査

○口蹄疫伝播の可能性がある施設である家畜糞尿処理施設や肥料メーカーのいくつかを選定して口蹄疫ウイルスの検査を実施

〈③カスタマイズ防疫教育と広報強化〉

□（防疫教育）対象者別の目線に合わせてカスタマイズされた教育を拡大

○新規家畜防疫官、ワクチン接種不十分農場対象に現場実習教育を実施

○全国空輸医師、自治体家畜防疫官を動員して、豚農場で働いている外国人労働者と農場主の現場訪問教育を推進

○ハンドン協会（支部別）月例会で、現場の獣医師、公務員などの専門家が参加する半期ごとにカスタマイズされた防疫教育も実施

□（防疫広報）利用者の目線に合わせて農場や家畜防疫官、外国人労働者の教育映像を別々に製作して配布

※主な内容：消毒剤の選択と消毒要領、ブロック防疫要領、外国人労働者防疫教育内容など

○祝日前後全国一斉消毒の日（※）（水曜日）に畜産農場および市場一斉消毒を実施
※秋夕（2018年9月19日、9月27日）と節句（2019年1月30日、2月7日）

※※と畜場と飼料工場は祝日連休期間中消毒担当官を配置、出入り車両消毒管理

○祝日期间中、旅行客や畜産農場を対象に消毒、ブロック防疫を徹底するように集中
広報

※主要箇所（道路・村の出入り口など）での看板設置、リーフレットの配布、村での放送など。

□（現場疎通）生産者団体、専門家、報道関係者、防疫官など、現場の関係者が参加する畜種別懇談会を四半期ごとに開催して、現場の問題を認識・改善

○農林畜産検疫本部と家畜衛生防疫支援本部を活用し、現場の疾病発生動向と改善点などの情報収集も強化していく計画

2. 高病原性AI特別防疫対策の推進

□ AI予察検査の拡大、危険地域での家畜飼養制限などの予防的防疫活動を強化し発生を防ぎ、緊急時に備えた初動防疫対応態勢に徹底を期する予定

<①予防措置の強化>

□（早期申告）AI疑い早期申告システムを構築し、拡散を防止し、発生時早期根絶

○農家と系列事業者が致死率増加、産卵率低下などの疑い症状発見時、直ちに自治体や地方家畜防疫機関に申告するようにする

※（致死率）前の週の平均比2倍以上の増加のとき、（産卵率）前の週の平均比3%以上減少時

○リスク要因とされる、大規模産卵鶏とあひる専業農場については、2週間に1回以上の電話予察を行うなど家禽農家の電話予察を強化

□（情報分析）海外で発生するAIウイルスの病原性を定期的に分析し、活用

○野鳥共同サンプル採取要領の運用において、予察効率を強化し、大学などの民間検査機関におけるAI検出時の報告システムを強化

※（検疫本部・環境科学院）抗原が確認され次第、防疫措置エリア（10km）21日間の移動制限の実施

○環境部とのネットワークを強化し、渡り鳥の移動情報*を迅速に共有することができるようにする

※農林畜産検疫本部「渡り鳥情報通知システム（※※）」を通じた情報提供

※※（2018年）警報段階：到来段階→密集段階→渡り鳥注意段階→解除段階

- （チェックアウト・システム）家禽農家の導入前申告制度を継続推進して導入前の現場点検及び不十分事項補完を行う
 - 自治体は、農家で毎週が点検・実施結果を確認し、不十分農家の場合、導入前の点検を強化する
 - ※（自主点検対象）鶏3千羽、あひる2千羽以上飼育農家
 - 中央政府と市・道家畜防疫官の農家点検事項を電子記録・保管が可能なようにシステムを改善する予定

- （初動対応）家禽の異常の有無の早期判別と出入消毒を強化するためにCCTV設置をサポート（2018年2,569台）と鶏舎・産卵記録を義務付け
 - 野鳥の高病原性AI抗原検出時重点防疫管理地区（1,811農家）に位置する渡り鳥の飛来地の消毒を強化
 - 自治体別殺処分時の人材・資材動員計画（※）を策定し、自治体ごとの仮想防疫訓練を推進して自治体の初動対応能力を強化
 - ※2018年9月現在、全国の自治体殺処分・埋却予備人材：合計18,006人

- （責任防疫）系列農家で契約農家の定期点検や教育を徹底的に運営するようにチェックして、所属の農家の疾病発生時に検査・点検を強化
 - ※発生時と同じ系列と畜場検査強化（鶏20%、アヒル50%）と一斉点検（農食品部、行安部合同）
 - 繰り返し発生時・群（43箇所）で拠点消毒施設を早期運営し、民間消毒設備の認証を通じた施設の拡充により消毒効率を最大化する計画。

- （検査の強化）と畜場に出荷された家禽の出荷農場全体に対して臨床検査と簡易及び精密検査（※）を実施
 - ※出荷農場の一部について：（鶏）簡易キット10%、（あひる）精密検査30%
 - 種鶏・産卵鶏・種あひる農場の検査を強化（※）し種あひるの移動と防疫管理が脆弱となる出荷時の移動承認書を発行する措置をとる
 - ※1回/2週間、検査時の農場点検並行（市、郡及び試験所）

- 〈②脆弱部分の特別管理と防疫死角地帯の解消〉
 - （飼養制限）AIに脆弱であり、一時的飼育制限が可能な家禽を対象に「家畜飼養制限指針」を設けて実施する。

○発生リスクが高い2018年11月から2019年2月までのリスク農家（※）を対象に家畜飼育を制限する。

※地方家畜防疫審議会を開催して、対象農家決定

□（防疫担当制）産卵鶏・種鶏・種あひるなどの貴県畜種と防疫脆弱農場の専門公務員制度の実施により防疫管理を強化する。

○①繰り返し発生自治体（43市・郡）、②産卵鶏・種鶏・種あひる農場、③高齢農家などAI防疫脆弱農家（※）のための専用制度を構築

※残飯給与、放し飼い、高齢、特殊家禽、裏庭農場、個人破産、障害、混合飼育、伝統的な市場における取引、他の小規模農家

○農家別担当公務員を指定し、防疫遵守事項をチェックし、臨床観察記録の確認など防疫管理を強化する計画

□（脆弱性対象）発生の危険性が高い地域を重点防疫管理地区に指定し、集中管理

※1,811農家（農家の40%）と推定（11広域市・道、80市・郡・区、398邑・面・洞）

○全国の産卵鶏とあひる密集飼育地域（10地域）のアクセスコントロール警戒所を運営して防疫管理を徹底

※拠点消毒施設・制御警戒所設置、出入り車両消毒、GPS搭載、移動承認確認など

○食用卵選別包装センター（GPセンター）と糞尿・肥料メーカーの定期点検・を強化する。

※自治体は月に1回、中央点検隊は四半期に1回

□（伝統的な市場）伝統的な市場、裏庭農場に流通しているすべての家禽の出荷前検査と移動承認の発行を推進

○野鳥の高病原性AI検出時、全国の伝統的な市場・裏庭農場について初生・中齢ひな（70日齢以下）、カモ目家禽*の流通を禁止

※カモ目家禽：あひる、がちょうなど

※※発生市・軍の管内伝統的な市場のすべての生きている家禽の流通を禁止

○また、「山家禽流通防疫プログラム（※）」モデル事業を継続推進してAI汚染の可能性を最小にする

※伝統的な市場、家禽販売所などを通じた生きた家禽の流通時に関する家禽産業（伝統的な市場取引農場、取引のトレーダー、係留施設）への防疫強化プログラム運営の推進

□（小規模農家）リスクの高い小規模農家に対して自家消費誘導または必要に応じて導入

禁止・淘汰、放し飼い飼育禁止などの状況に応じた強力な防疫措置を実施する。

○防疫管理が疎かとなりうる賃貸農場の現状を把握し、別途管理して、処分*の行使のチェックを強化する

※行政処分：警告/営業停止15日/営業停止1ヶ月

〈③強力で迅速な初期対応〉

□（発生時の検査）高病原性AIが発生した場合、全国の家禽農場の家禽の移動前の検査を実施し、異常がない場合にのみ移動承認書を発行する。

○発生時産卵鶏・種鶏農場（発生時週1回）、およびあひる農場に対してAI一斉検査・を推進

※発生状況に応じて、道から全国単位まで一斉検査の推進

○と畜場出荷家禽（※）と伝統的な市場（※※）の検査を強化する。

※（鶏）出荷農場の20%簡易検査、（アヒル）出荷農場の30%精密検査

※※臨床予察とAI検査実施（月2回以上）

□（初動対応）高病原性AIが発生した場合、基本的に保護地域（半径3km内）まで殺処分を拡大して実施する。

○ただし、自治体の地理的特性、物理的事項等を考慮して、殺処分の範囲を縮小しようとする場合には、農林水産食品部との協議を経て、これを調整することができる

※自治体長の死亡牛防疫審議会の縮小・除外リクエストの際に必ず農食品部長官に提案

○また、一時移動制限命令体系を改善し、発令時期・範囲などを具体化して実効性を確保

※（時期）①初発生時、②新規広域市・道単位発生または新規畜種発生

（範囲）①（最初に発生）全国、②（以降）の発生状況に応じて、家畜防疫審議会
で決定

○発生広域市・道に対して7日間の移動制限を実施して殺処分・消毒とAI予察が完了した後
後に移動制限を解除する。

※と殺出荷、初生追加導入（事前の計画）、飼料搬入などやむを得ない場合家畜防疫
官の監督の下移動可

3. 防疫対策状況室運営

□口蹄疫・AI特別防疫対策期間中、全国の畜産関連機関や団体に防疫対策状況室を設置、
運営する。

- 農食品部は、国内防疫との国境検疫推進状況などを集計して分析し、各機関別の状況室の稼働実態と防疫対策推進状況を定期的に点検する。
- 防疫推進リーフレットとマニュアルなどを製作して配布したり、SMSテキストメッセージの送信、村の放送などを通じた広報は、主要な時期別の畜産農家と国民への広報も並行して推進する計画。

- また、農食品部長官は、特別防疫対策期間が開始される10月1日から本格的な防疫対策状況室運営のために、10月1日、政府世宗庁舎で派遣機関名掲示式行事を行う。
- この席で家畜疾病防疫の重要性を強調し、家畜防疫機関と生産者団体が協力して、家畜疾病の予防に力を入れてくれることを要請。

参考 1 特別防疫対策期間垂れ幕やSMSテキストメッセージ（案）

- 垂れ幕（案）

口蹄疫・AI 予防ワクチン接種
消毒・ワクチン接種・防疫を徹底しましょう
特別防疫対策期間：2018年10月1日から2019年2月28日

※縦型垂れ幕・横型垂れ幕案ともには同フレーズ、文字色などを適用

- テキストメッセージ（例）

- 2018年10月～2019年2月、口蹄疫の特別防疫期間が開始されますので、畜産農家はワクチン接種、消毒、出入り統制などブロック防疫を徹底してください。 - 農林畜産食品部 -
- 口蹄疫ワクチン接種徹底！未接種時殺処分補償金40%減額、1千万ウォン以下追加罰金
- 毎日1回以上消毒し、部外者・車両の出入り統制などブロック防疫を徹底する必要があります。
- 口蹄疫防疫のための予防接種と消毒を徹底しましょう。
- から●●まで口蹄疫ワクチン一斉接種期間ですので、うちそこねないようにワクチン接種を実施してください。
- 毎週水曜日全国一斉消毒の日に参加して家畜伝染病を予防しましょう。
- 口蹄疫の疑い症状発見時は、1588-4060/1588-9060に報告しましょう。

参考2 口蹄疫の特別防疫対策の主要な推進事項

区分		平時	強化（特別防疫期間）
1	対策室	運営なし（緊急連絡システムを維持）	防疫対策状況室運営
2	映像会議	必要に応じて	月2回
3	特別防疫 専門担当 班	運営なし	口蹄疫の特別防疫TF（4班）運営
4	一斉接種	牛・山羊一斉接種定例化	豚防疫脆弱農家一斉接種とモニタリング検査
		他畜種運営なし	
5	ワクチン 需給管理	通常管理	（強化措置）豚のワクチンの変更（0→0+ A型）、抗原バンク備蓄拡大（170→300万頭）
6	初期 対応速度	診断時間の短縮のための新型の診断キットの供給と適合ワクチン迅速確認のための抗血清バンク運営（継続拡大）	
7	ワクチン 不十分農 家管理	毎月定期的に点検・検査等の管理（機関別役割分担）	（強化措置）と畜場出荷豚のワクチン抗体検査
		（委託農場）防疫が脆弱な豚委託農場の防疫検査（持続）	
8	消毒管理	（毎日）共同防疫団（540班）常時運営/（毎週水曜日）全国一斉消毒の日運営	（強化措置）i）中央・地方合同で共同防疫団運営実態点検ii）と畜場日本消毒の日運営（金曜日）
9	脆弱地域 口蹄疫の 検査	農場中心に検査	（強化措置）農場のほか、畜産車両、屠畜場、淘汰母豚、し尿処理施設で口蹄疫の検査
10	仮想 防疫訓練	未実施	3段階の体系的な防疫訓練（現場→図上→評価） *現場訓練実施完了（9.7）
11	防疫教 育・広報	家畜防疫官、畜産農家の防疫教育（実習並行）と外国人労働者の予防接種要領教育など	強化措置） i）教育映像、標準マニュアルなど制作・配布 ii）祝日（正月、お盆）期間の

			特別防疫推進 iii) 現場のコミュニケーションと情報収集の強化
1 2	国境検疫強化	常時管理	(強化措置) 空港検疫と対国民広報を強化

参考3 AIの特別防疫対策の主要な推進事項

区分		平時	強化 (特別防疫期間)
1	対策室	運営なし (緊急連絡システムを維持)	防疫対策状況室運営
2	映像会議	必要に応じて	月2回
3	初動対応	予防的殺処分3km原則の推進、一時移動停止命令の改善、発生市・郡の移動制限 (7日間) の推進	
4	特別防疫専門担当班	運営なし	口蹄疫・AI特別防疫TF運営
5	野鳥	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外AI発生情報分析 ・ 野生の鳥常時予察・検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国・ロシアなど主要国の動向に集中分析 ・ 検査実績週報 (環境省、検疫本部) ・ 貯水池野鳥予察 (農漁村公社) ・ 渡り鳥情報通知システムの運用 (検疫本部) ・ 野生の鳥AI検出時防疫強化
6	早期申告システムの構築	申告電話運営、AIの疑いで、即時届け広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告広報強化 (リーフレット、SMSなど) ・ 産卵鶏・あひる電話予察強化 (2週に1回、防疫本部)
7	防疫担当制	防疫脆弱農場担当制 (自治体)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰り返し発生地域 (43市郡) 担当制 (中央) ・ 防疫脆弱農場担当制 (自治体)

			<ul style="list-style-type: none"> ・産卵鶏・種鶏・種あひる農場担当制（自治体）
8	防疫検査	<ul style="list-style-type: none"> ・導入前申告制運営 ・発生農場及び防疫脆弱農場など随時点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・自律点検強化（農家自体点検後の自治体検査→自治体確認検査） ・食用卵GPセンター、糞尿・肥料メーカー月1回の定期点検 ・小規模・賃貸農場の防疫検査強化 ・自治体の準備実態点検（内行部合同）
9	移動管理	あひる、産卵鶏、種鶏、家畜取引トレーダーによる鶏移動時の検査	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の検査対象に種卵追加 ・発生時、全国すべての家禽の移動時の検査
10	検査	<ul style="list-style-type: none"> ・と畜場常時検査 ・農場常時検査（種あひる - 四半期、種鶏と産卵鶏 - 半期） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あひると畜場検査拡大（10→30%） ・農場検査強化（種あひる-2週間毎に、種鶏 - 出荷時、産卵鶏-2週間ごと） ・発生時、全国または地域別一斉検査
11	消毒管理	共同防疫団（450班）常時運営	<ul style="list-style-type: none"> ・共同防疫団拡大運営（+90） ・繰り返し発生地域（43市郡）拠点消毒施設設置・運営 ・密集飼育地域（13地域）アクセスコントロール警戒所運営
12	伝統市場	一斉休業・消毒の日運営（月1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉休業・消毒の日強化（月2回、発生時週1回） ・初生ひな・中齢ひな・カモ目流通制限 ・発生地域の伝統的な市場の家禽流通禁止
13	防疫教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫主体別下半期教育実施 *家禽農家、防疫当局、関連 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体別殺処分人材動員計画と追加のトレーニング

		会社、殺処分予備人員、防疫管理責任者等 ・ 仮想防疫訓練（CPX）実施	・ 自治体別自主CPX推進
14	飼養制限	未実施	・ AI発生リスク農家飼養制限命令（自治体）
15	会社防疫管理	・ 契約農家は導入時に系列会社や自治体に申告 ・ 契約農家に対して四半期に1回消毒教育と点検	・ 発生時系列単位防疫措置の強化 ※系列と畜場検査の強化、系列農家一斉点検、関連会社一時移動を停止等